

外国人来華工作許可制度の実施

1. 外国人来華許可制度

外国人来華許可制度とは、2017年4月1日より、今までの『外国人專家証』と『外国人就業証』を統合し『外国人工作許可証』とすることをいい『兩証合一』といわれています。

また新たな就労許可制度として、就業許可の取得要件にポイント制が導入されることとなり、外国人の経歴や年収によりA類、B類、C類と類型別に区分けがなされました。

すでに2016年11月より上海、北京、天津、河北、安徽、山東、広東、四川、雲南、寧夏等の地域で外国人来華許可制度を試験実施しています。

2. 基本理念

中国国内におけるイノベーション、協調、エコロジー、開放、共有の発展理念に基づき『世界の優秀な人材を集め、用いる』という戦略思想を実践すること。

人材優先発展戦略を推進し、外国人の来中就業体制機構の改革を深化、統一し、協同共有、利便性と効率化の向上、公正透明の原則をさらに推進する。外国人来華工作管理制度により、外国人の来華工作許可、ビザ、居留証を有機的に結びつけ、国際競争力として人事制度の優位性を形成し、国家重大戦略の実施と経済社会の発展に関するサービスをさらに向上させることを段階的に推し進める。

3. 制度原則

新就労許可制度において『高級人材を優遇し、一般人材をコントロールし、ローエンドを規制する』とし外国人就業管理体系、サービス管理の科学化、規範化、情報化、国際化レベルの向上を行う。

具体的には以下の内容が実施対象となります。

- ① 申請材料の簡素化
- ② 審査プロセスの合理化
- ③ 分類管理の科学的実施
- ④ 情報共有の推進
- ⑤ 改革中、後の監督管理

4. 主要改正内容：

① 証明書類の統一管理

1. 現在の『外国專家来華工作許可証』と『外国人就業許可証書』を統一し『外国人工作許可通知』とする。電子化しオンラインでの印刷を可能とする。

2. 現在の『外国人專家証』と『外国人就業証』を統一し『外国人工作許可証』とする。一人に一つの番号を付与し、生涯変更を行わない。状況管理として、中国国内の就業管理、サービス、信用記録等の状況を記録する

② 分類管理の実施

科学的、実用的な外国人材の評価体系を構築する。また能力、実績、貢献、最優先すべき市場における評価、国際的な業界における評価などにより、市場化の方向性、ポイント制の総合運用、指導目録、労働力市場の観測、割当制等の政策条件、動態調整、運営評価システム、分類管理の強化を明確にする。



③ 届出資料の簡素化

申請材料の種類、数量、明確な資料名称、様式、枚数等の規範の統一。届出資料の簡素化、写真の電子化のほか、通常提出が必要とされる外国人来華工作許可申請表、労働契約、任職証明、就業履歴証明、健康診断証明、無犯罪記録証明、最高の学位（学歴）証書、申請人が所持する有効なビザなどの資料、申請書を減少させ、許可証申請表、許可原本或いは控え、中外言語の個人履歴書、就業意向証明等の資料の提出。

④ 審査プロセスの優先

申請条件、基本プロセス、審査期限等、審査細則が制定され、全国規模で『外国人来華工作管理サービスシステム』を構築する。一つの窓口で手続きが行われ、手続き期限、規定による手続き、オンライン手続きによる手続きが滞りなく行われることとなる。

⑤ 外国人高級人材の優遇処置

外国人高級人材の犯罪記録証明は承諾制を採用する、入国前においては書面での審査を必要としない。短縮工作許可申請期限は行政審査の効率を引き上げる。国内の人材計画の外国人高級人材に相当し入選したものは、すべてのプロセスをオンラインで行いその職業経歴、専門技術あるいは学歴証明等は採用後、承諾制とする。

⑥ サービスレベルの向上と監督管理の強化

イノベーション行政許可管理方式、行政事務運用時のビッグデータの強化、人社、外交、考案等の部門は情報システムでつながることを実現し、工作許可及びビザ、居留データを共有することを実現する。監督管理をつねに行い、検査機関による検査公開、就業システム、企業と中国在住の就業外国人の信用体系の完全化を推し進め、詳細な管理、正確なサービス、精密な監督管理を実現する。

5. 分類基準（外国人来華工作分類基準）

科学的、実用的な外国人材の評価体系、注意能力、実績と貢献、最優先の市場の評価、国際的市場の評価などの市場化の方向性、ポイント制の総合運用、外国人が中国で仕事を行う上での指導目録、労働力市場の観測と、割当管理等に基づき、来中就業外国人の分類を以下に3種に分類する。

- A類 外国人高級人材
- B類 外国人専門人材
- C類 外国人普通人員

■ A類 外国人高級人材

中国経済社会発展に至急必要とされる科学者、科学技術リーダー人材、国際企業家、専門特殊人材などの『最先端、ハイレベル』である外国人高級人材。

- ① 中共中央組織部、人力資源和社会保障部、国家外国專家局の批准、或いは副省級以上の人材主管部門が確定し人材の引き入れ計画の入選者として同意、備案をされているもの。
- ② ノーベル賞等の国際公証の基準に該当するもの
- ③ 市場動向における推奨類の職務要求に該当する外国人
- ④ イノベーション創業人材
- ⑤ 優秀青年人材
- ⑥ ポイント制度において85点以上を取得するもの



■ B類 外国専門人材

外国人来華工作指導目録と職位要求、中国経済の社会事業発展に至急必要とされる外国専門人材。

- ①学士及び学位以上の学歴であり、2年以上の就業経験のある外国専門人材で以下に該当するもの
 1. 教育、科学研究、出版、文化、芸術、衛生、体育等特殊領域、科学研究、教学、管理等の就業管理人員或いは専門技術人員
 2. 中国、外国の政府間協議、国際組織間の協議、中外経貿と工程技术契約をしている人員
 3. 国際組織の駐華代表機構に雇用される人員と外国専門家組織の駐華機構の代表者
 4. 多国籍企業により派遣される中級レベル以上の従業員、外国企業で中国に常駐する中国代表機構の首席代表と代表
 5. 各種企業、事業単位、社会組織等に雇用された外国人員或いは専門技術人員
- ②中国国内の大学で修士及びそれ以上の学位を取得した優秀卒業生
- ③中国もしくは海外における有名大学100位以内において修士及びそれ以上の学位で卒業した卒業生。
- ④外国語教師
- ⑤ポイント制において60ポイント以上のものであるもの

■ C類 外国人普通人員

国内の労働力市場のニーズを満たすため、国家政策規定における臨時性、季節性、非技術或いはサービス性業務の外国人普通人員で以下の条件の一つに該当するもの。

- ①国务院に関連する主管部門が批准され雇用或いは中国、外国政府の協議により招聘された外国人
- ②政府間の協議により来中した実習生、研修生の外国青年
- ③外国ハイレベル人材の家政サービスに従事するため来中した外国人
- ④遠洋漁業等の特殊領域に従事する外国人
- ⑤季節性の労務に従事する外国人
- ⑥その他職位を割当管理された外国人

参考資料 【積分要素計分賦値表】

ポイント項目	基準値	ポイント
中国国内の年収(万元)	45以上	20
	35～45未満	17
	25～35未満	14
	15～25未満	11
	7～15未満	8
	5～7未満	5
	5未満	0
学歴或いは国際職業資質証明	博士或いはそれに相当	20
	修士或いはそれに相当	15
	学士或いはそれに相当	10
関連業務勤続年数	2年以上(一年増加毎に1ポイント増加)	最高15
	2年	5
	2年に満たない	0



瑛明律师事务所
EY Chen & Co. Law Firm

ポイント項目	基準値	ポイント
年間就労時間(月)	9以上	15
	6~9未満	10
	3~6未満	5
	3未満	0
中国語レベル	中国語教育の学士及びそれ以上	10
	HSK5級以上	10
	HSK4級	8
	HSK3級	6
	HSK2級	4
勤務地	西部	10
	東北地区等の旧工業地域	10
	中部地区の国家級貧困地域等特別区	10
年齢	18~25歳	10
	26~45歳	15
	46~55歳	10
	56~60歳	5
	60を超える	0
世界有名大学卒或いは世界500強企業での就業経験がある	世界有名大学トップ100を卒業	5
	世界500強企業での就業経験	5
省級外国人工作管理部門でのボーナス加点	地方経済社会発展のニーズがあり不足している特殊人材	0-10

ご不明点があれば、下記の者にご連絡ください。

EY Chen & Co. Law Firm

日本人担当者：丸山直也

メールアドレス： Maruyama.Naoya@eychenandco.com

電話：021-22288346

中国弁護士：万 家駿

メールアドレス： jiajun.wan@eychenandco.com

電話：021-22288374